



# 愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成16年11月9日火曜日 第1608号

### ◇ 目 次 ◇ 告 示

瀬戸内海環境保全特別措置法第8条による特定施設の構造等  
の変更の許可申請の概要.....1129

介護機関（居宅介護事業者）の指定.....1130

介護機関（居宅介護支援事業者）の指定.....1131

指定介護機関（居宅介護事業者）の廃止の届出.....1131

指定介護機関（居宅介護支援事業者）の廃止の届出.....1131

医師の指定.....1132

医療機関の指定.....1132

指定居宅支援事業者の指定（3件）.....1132

村営土地改良事業の施行の関係書類の縦覧.....1134

保安林予定森林にする旨の通知.....1134

道路の区域変更（県道壬生川新居浜野田線）.....1134

道路の供用開始（"）.....1135

道路の区域変更（一般国道194号）.....1135

道路の区域変更（県道松山東部環状線）.....1135

道路の供用開始（"）.....1135

道路の区域変更（県道湯谷口川内線）.....1135

急傾斜地崩壊危険区域の指定.....1136

開発行為に関する工事の完了.....1138

愛媛県証紙売りさばき人の指定の取消し.....1138

### 公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請の公告.....1138

海洋生物資源の保存及び管理に関する愛媛県計画.....1138

### 雑 報

理容師国家試験及び美容師国家試験に関する公示.....1139

### 告 示

#### ○愛媛県告示第2247号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第8条第1項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があった。

なお、法第8条第3項において準用する法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県庁及び伊方町役場において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成16年11月9日

愛媛県知事 加戸守行

- 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名  
四国電力株式会社  
香川県高松市丸の内2番5号  
取締役社長 大西淳
- 事業場の名称及び所在地  
四国電力株式会社伊方発電所  
西宇和郡伊方町九町コチワキ3番耕地40の3
- 特定施設の種類  
水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第

#### 1 第72号及び第74号

#### 4 変更しようとする事項の内容

特定施設の構造、使用の方法及び排出水の汚染状態及び量の変更

#### 5 特定施設に関する事項

##### 3号機総合排水処理装置

		変 更 前	変 更 後
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 6.5~8.5 最大 6.5~8.5	通常 6.5~8.5 最大 6.5~8.5
	化学的酸素要求量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 6.26 最大 15	通常 6.12 最大 15
	浮遊物質（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 15 最大 20	通常 15 最大 20
	窒素含有量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 11.25 最大 40	通常 11 最大 40
	りん含有量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 0.66 最大 1	通常 0.64 最大 1
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）		通常 1,065 最大 2,845	通常 1,090 最大 2,870

#### 6 汚水等の処理施設に関する事項

##### 3号機総合排水処理装置

工事の着手予定年月日	平成16年12月		
工事の完成予定年月日	平成18年3月31日		
使用開始の予定年月日	竣工後、直ちに		
汚水等の処理の方式	生物的処理+砂ろ過+pH調整		
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度（水素指数）	通常 5.8~9.8 最大 5.8~9.8	通常 6.5~8.5 最大 6.5~8.5
	化学的酸素要求量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 94 最大 95	通常 6.12 最大 15
	浮遊物質（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 33 最大 33	通常 15 最大 20

窒素含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 27	通常 11
	最大 45	最大 40
りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 1	通常 0.64
	最大 1	最大 1
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 1,090	通常 1,090
	最大 2,870	最大 2,870

7 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに汚水等の1日当たりの量  
3号機放水口

汚水等の汚染状態の値	項 目	変 更 前	変 更 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 7.8~8.3	通常 7.8~8.3
		最大 7.8~8.3	最大 7.8~8.3

化学的酸素 要求量(単位 1リットルに つきミリグ ラム)	通常 1.5	通常 1.5
	最大 2.0	最大 2.0
浮遊物質 量(単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 3未満	通常 3未満
	最大 3未満	最大 3未満
窒素含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 0.2	通常 0.2
	最大 0.4	最大 0.4
りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 0.02	通常 0.02
	最大 0.04	最大 0.04
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 5,617,065	通常 5,617,090
	最大 5,618,845	最大 5,618,870

○愛媛県告示第2248号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、介護機関(居宅介護事業者)を次のように指定した。

平成16年11月9日

愛媛県知事 加戸守行

介護機関(居宅 介護事業者) の名称	主たる事務所の 所在地	居宅介護事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
社会福祉法人興風会	越智郡大西町紺原甲290番地1	幸風園	越智郡大西町紺原甲290番地1	平成16年9月17日
有限会社沙羅	高知県中村市京町一丁目12番地1	グループホームあけぼの	南宇和郡一本松町増田5362	平成16年9月29日
医療法人沢近会浜口医院	南宇和郡愛南町城辺甲347番地第2	浜口医院	南宇和郡愛南町城辺甲347番地第2	平成13年7月1日
愛媛物産株式会社	北宇和郡松野町豊岡3063	デイサービスなごみ荘	宇和島市高串1番耕地424	平成16年10月18日
愛媛物産株式会社	北宇和郡松野町豊岡3063	ショートステイなごみ荘	宇和島市高串1番耕地424	平成16年10月18日
有限会社ライズ	宇和島市佐伯町一丁目1-13	訪問入浴サービスこころ	宇和島市佐伯町一丁目1-13	平成16年10月6日
株式会社コムスン	東京都港区六本木六丁目10番1号	株式会社コムスンほうじょうケアセンター	北条市辻1126-1	平成16年9月28日
特定非営利活動法人Asanami Work Camp	北条市苞木247番地3	AWCデイサービスセンター	北条市辻357番地1	平成16年9月30日
武村公太	四国中央市中之庄町770-7	武村歯科医院	四国中央市中之庄町770-7	平成16年10月1日
社会福祉法人東温市社会福祉協議会	東温市田窪300番地2	社会福祉法人東温市社会福祉協議会	東温市田窪300番地2	平成16年9月21日

## ○愛媛県告示第2249号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（居宅介護支援事業者）を次のように指定した。

平成16年11月9日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関（居宅介護支援事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
社会福祉法人興風会	越智郡大西町紺原甲290番地1	幸風園	越智郡大西町紺原甲290番地1	平成16年9月17日
医療法人十全会	新居浜市北新町2-73	居宅介護支援事業所むつみ	新居浜市中萩町9番52号	平成16年8月1日
有限会社光タクシー	新居浜市喜光地町二丁目2番22号	光介護支援センター	新居浜市高木町2-20	平成16年10月22日
社会福祉法人東温市社会福祉協議会	東温市田窪300番地2	社会福祉法人東温市社会福祉協議会	東温市田窪300番地2	平成16年9月21日

## ○愛媛県告示第2250号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）から、居宅介護事業を次のように廃止した旨の届け出があった。

平成16年11月9日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	廃止に係る居宅介護事業を行う事業所		廃止年月日
		名称	所在地	
社会福祉法人重信町社会福祉協議会	温泉郡重信町志津川972	指定訪問介護事業所重信町社会福祉協議会	温泉郡重信町志津川972	平成16年9月20日
社会福祉法人重信町社会福祉協議会	温泉郡重信町志津川972	指定福祉用具貸与事業所重信町社会福祉協議会	温泉郡重信町志津川972	平成16年9月20日
社会福祉法人川内町社会福祉協議会	温泉郡川内町南方262	川内町社会福祉協議会	温泉郡川内町南方262	平成16年9月20日
濱口隆司	南宇和郡城辺町甲347番地第2	沢近医院	南宇和郡城辺町甲347番地第2	平成13年6月30日

## ○愛媛県告示第2251号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護支援事業者）から、居宅介護支援事業を次のように廃止した旨の届け出があった。

平成16年11月9日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関（居宅介護支援事業者）の名称	主たる事務所の所在地	廃止に係る居宅介護支援事業を行う事業所		廃止年月日
		名称	所在地	
社会福祉法人重信町社会福祉協議会	温泉郡重信町志津川972	指定居宅介護支援事業所重信町社会福祉協議会	温泉郡重信町志津川972	平成16年9月20日
社会福祉法人川内町社会福祉協議会	温泉郡川内町南方262	川内町社会福祉協議会	温泉郡川内町南方262	平成16年9月20日
長浜町	喜多郡長浜町長浜甲480-3	長浜町指定居宅介護支援事業所	喜多郡長浜町大字沖浦丙2192-3	平成16年5月31日

新居浜市	新居浜市一宮町1-5-1	指定居宅介護支援事業所新居浜市	新居浜市一宮町1-5-1	平成15年8月1日
------	--------------	-----------------	--------------	-----------

○愛媛県告示第2252号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により、次のように医師の指定をした。

平成16年11月9日

愛媛県知事 加戸守行

診断する身体障害の種類	診療科名	病院又は診療所の名称	医師氏名	同左所在地	指定年月日
肢体不自由・心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸機能障害	外科	医療法人沖縄徳洲会宇和島徳洲会病院	脇山智美	宇和島市住吉町二丁目6番24号	平成16年11月1日
じん臓・ぼうこう又は直腸機能障害	泌尿器科	〃	小島啓明	〃	〃
平衡・音声、言語又はそしゃく・肢体不自由・心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸機能障害	内科・リハビリテーション科	〃	貞島博通	〃	〃
肢体不自由・心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸機能障害	外科	〃	松原淳	〃	〃
肢体不自由・心臓・呼吸器機能障害	内科	愛媛県立三島病院	大島清孝	四国中央市中之庄町1684番地2	〃
肢 体 不 自 由	脳神経外科	医療法人紫愛会石川病院	松下展久	四国中央市上分町732番地1	〃
〃	〃	市立宇和島病院	市川晴久	宇和島市御殿町1番1号	〃
心 臓 機 能 障 害	心臓血管外科	社会福祉法人恩賜財団済生会今治病院	中西浩之	今治市喜田村七丁目1番6号	〃
肢体不自由・心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸機能障害	外科	西予市立野村病院	小田原一哉	西予市野村町野村9号53番地	〃
心臓・じん臓・呼吸器機能障害	内科	愛媛県立新居浜病院	赤松明	新居浜市本郷三丁目1番1号	〃
肢 体 不 自 由	〃	四国中央市国民健康保険新宮診療所	大澤英之	四国中央市新宮町新宮50番地	〃
〃	脳神経外科	市立宇和島病院	高野昌平	宇和島市御殿町1番1号	〃

○愛媛県告示第2253号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり更生医療を担当させる医療機関を指定した。

平成16年11月9日

愛媛県知事 加戸守行

名 称	所 在 地	担当すべき医療の種類	指 定 年 月 日
くれよん薬局	大洲市東大洲74番地3		平成16年11月1日

わかば調剤薬局	西条市周布922-2		平成16年11月1日
あさひ堂薬局	喜多郡内子町内子2230		平成16年11月1日

○愛媛県告示第2254号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の20の規定により、指定居宅支援事業者から次のとおり指定居宅支援事業を廃止した旨の届出があった。

平成16年11月9日

愛媛県知事 加戸守行

事業者番号	指 定 居 宅 支 援 事 業 者			サービスの種類	廃止に係る指定居宅支援事業所		届 出 日 年 月 日
	名 称	主たる事務所 の 所 在 地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
38000300043110	社会福祉法人岩城村 社会福祉協議会	越智郡岩城村2239番地	稲 本 一	児童居宅介護	社会福祉法人岩城村 社会福祉協議会	越智郡岩城村2239番地	平成16年 8月16日
38000300033129	御荘町	南宇和郡御荘町平城 3063番地	山 下 英 雄	児童デイサー ビス	通園（デイサービス） 事業おれんじくら ぶ	南宇和郡御荘町平城 5274番地	平成16年 9月30日
38000300051113	社会福祉法人一本松 町社会福祉協議会	南宇和郡一本松町増 田5027番地1	菊 地 信 武	児童居宅介護	一本松町社会福祉協 議会居宅介護事業所	南宇和郡一本松町増 田5027番地1	平成16年 9月30日
38000300081110	社会福祉法人生名村 社会福祉協議会	越智郡生名村625番地	田 尾 紀	児童居宅介護	社会福祉法人生名村 社会福祉協議会	越智郡生名村2133番 地の3	平成16年 9月15日
38000300083116	社会福祉法人弓削町 社会福祉協議会	越智郡弓削町上弓削 218番地の2	中 辻 兵 次	児童居宅介護	社会福祉法人弓削町 社会福祉協議会	越智郡弓削町上弓削 218番地の2	平成16年 9月17日

○愛媛県告示第2255号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第17条の20の規定により、指定居宅支援事業者から次のとおり指定居宅支援事業を廃止した旨の届出があった。

平成16年11月9日

愛媛県知事 加 戸 守 行

事業者番号	指 定 居 宅 支 援 事 業 者			サービスの種類	廃止に係る指定居宅支援事業所		届 出 日 年 月 日
	名 称	主たる事務所 の 所 在 地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
38000100010111	社会福祉法人城辺町 社会福祉協議会	南宇和郡城辺町甲24 87番地	谷 口 長 治	身体障害者居 宅介護	城辺町社会福祉協 議会	南宇和郡城辺町甲24 87番地	平成16年 9月30日
38000100021118	社会福祉法人御荘町 社会福祉協議会	南宇和郡御荘町平城 2139番地	山 下 英 雄	身体障害者居 宅介護	御荘町社会福祉協 議会居宅介護事業所	南宇和郡御荘町平城 2139番地	平成16年 9月30日
38000100041116	社会福祉法人岩城村 社会福祉協議会	越智郡岩城村2239番地	稲 本 一	身体障害者居 宅介護	社会福祉法人岩城村 社会福祉協議会	越智郡岩城村2239番 地	平成16年 8月16日
38000100027115	社会福祉法人内海村 社会福祉協議会	南宇和郡内海村柏43 4番地1	加 幡 仁 一	身体障害者居 宅介護	内海村社会福祉協 議会居宅介護事業所	南宇和郡内海村柏43 4番地1	平成16年 9月30日
38000100051115	社会福祉法人一本松 町社会福祉協議会	南宇和郡一本松町増 田5027番地1	菊 地 信 武	身体障害者居 宅介護	一本松町社会福祉協 議会居宅介護事業所	南宇和郡一本松町増 田5027番地1	平成16年 9月30日
38000100089115	社会福祉法人生名村 社会福祉協議会	越智郡生名村625番地	田 尾 紀	身体障害者居 宅介護	社会福祉法人生名村 社会福祉協議会	越智郡生名村2133番 地の3	平成16年 9月15日
38000100092119	社会福祉法人弓削町 社会福祉協議会	越智郡弓削町上弓削 218番地の2	中 辻 兵 次	身体障害者居 宅介護	社会福祉法人弓削町 社会福祉協議会	越智郡弓削町上弓削 218番地の2	平成16年 9月17日
38000100093117	西海町	南宇和郡西海町船越 1289番地1	中 田 廣	身体障害者居 宅介護	西海町指定居宅介 護事業所	南宇和郡西海町榎月 212番1	平成16年 9月30日

○愛媛県告示第2256号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の20の規定により、指定居宅支援事業者から次のとおり指定居宅支援事業を廃止した旨の届出があった。

平成16年11月9日

愛媛県知事 加 戸 守 行

事業者番号	指 定 居 宅 支 援 事 業 者			サービスの種類	廃止に係る指定居宅支援事業所		届 出 日 年 月 日
	名 称	主たる事務所 の 所 在 地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
38000200012116	社会福祉法人城辺町 社会福祉協議会	南宇和郡城辺町甲24 87番地	谷 口 長 治	知的障害者居 宅介護	城辺町社会福祉協 議会	南宇和郡城辺町甲24 87番地	平成16年 9月30日
38000200051114	社会福祉法人岩城村 社会福祉協議会	越智郡岩城村2239番地	稲 本 一	知的障害者居 宅介護	社会福祉法人岩城村 社会福祉協議会	越智郡岩城村2239番 地	平成16年 8月16日
38000200039119	社会福祉法人内海村 社会福祉協議会	南宇和郡内海村柏43 4番地1	加 幡 仁 一	知的障害者居 宅介護	内海村社会福祉協 議会居宅介護事業所	南宇和郡内海村柏43 4番地1	平成16年 9月30日
38000200065114	社会福祉法人一本松 町社会福祉協議会	南宇和郡一本松町増 田5027番地1	菊 地 信 武	知的障害者居 宅介護	一本松町社会福祉協 議会居宅介護事業所	南宇和郡一本松町増 田5027番地1	平成16年 9月30日
38000200106116	社会福祉法人生名村 社会福祉協議会	越智郡生名村625番地	田 尾 紀	知的障害者居 宅介護	社会福祉法人生名村 社会福祉協議会	越智郡生名村2133番 地の3	平成16年 9月15日

38000200108112	社会福祉法人弓削町 社会福祉協議会	越智郡弓削町上弓削 218番地の2	中 辻 兵 次	知的障害者居 宅介護	社会福祉法人弓削町 社会福祉協議会	越智郡弓削町上弓削 218番地の2	平成16年 9月17日
----------------	----------------------	----------------------	---------	---------------	----------------------	----------------------	----------------

○愛媛県告示第2257号

朝倉村から協議のあった村営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・野々瀬・白崎地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成16年11月9日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 村営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・野々瀬・白崎地区）計画書の写し
- (2) 朝倉村営土地改良事業等の経費の分担金等徴収に関する条例の写し

2 縦覧期間

平成16年11月10日から12月8日まで

3 縦覧場所

朝倉村役場

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

2(1) 保安林予定森林の所在場所

北宇和郡津島町大字横川字下成山・字横吹山・字道ノ川・字狩場山（以上4字国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 指定の目的

公衆の保健

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

3(1) 保安林予定森林の所在場所

宇和島市大字野川字滑床山（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 指定の目的

公衆の保健

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字滑床山（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁並びに宇和島市役所及び津島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第2258号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成16年11月9日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1(1) 保安林予定森林の所在場所

北宇和郡津島町大字横川字笹郷山・字大粉山・字長走山（以上3字国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 指定の目的

公衆の保健

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

○愛媛県告示第2259号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、西条地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年11月9日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	壬生川新居浜野田線	西条市古川字喜三衛乙181番16地先から 同市古川字寅巳甲234番4地先まで	旧	メートル 9.4～19.6	キロメートル 0.275	
			新	10.6～20.4	0.275	

## ○愛媛県告示第2260号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、西条地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年11月9日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	壬生川新居浜野田線	西条市古川字喜三衛乙181番16地先から 同市古川字寅巳甲234番4地先まで	平成16年11月9日

## ○愛媛県告示第2261号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、西条地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年11月9日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
一 般 国 道	194号	西条市荒川乙102番1地先から 同市荒川乙115番1地先まで	旧	メートル 13.0~31.0	キロメートル 0.182	
			新	1.0~9.0 13.0~31.0	0.180 0.182	

## ○愛媛県告示第2262号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年11月9日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	松山東部環状線	松山市下伊台町1092番6から 同町556番3まで	旧	メートル 5.4~9.0	キロメートル 0.212	
			新	7.9~12.4	0.212	

## ○愛媛県告示第2263号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年11月9日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	松山東部環状線	松山市下伊台町1092番6から 同町556番3まで	平成16年11月9日

## ○愛媛県告示第2264号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年11月9日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県 道	湯谷口川内線	東温市松瀬川字三軒舎甲1395番1から 同字甲1397番1まで	旧	メートル 6.2~12.0	キロメートル 0.117	
			新	7.6~17.6	0.117	

○愛媛県告示第2265号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図面は、愛媛県庁並びに関係の地方局建設部及び土木事務所並びに市役所及び町役場において縦覧に供する。

平成16年11月9日

愛媛県知事 加戸守行

板野1

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱8号までを順次結んだ線及び標柱8号と標柱1号を結んだ線に囲まれた区域

市町村		字	地 番	標 柱
大洲市	菅田町宇津	都谷	甲308番1	1号
			甲3677番1	2号
			甲316番2	3号
		板野	乙28番	4号
			乙31番1	5号
			甲336番1	6号
		都谷	甲337番3	7号
			甲337番3	8号

矢の地

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱16号までを順次結んだ線及び標柱16号と標柱1号を結んだ線に囲まれた区域

市町村		地 番	標 柱
大洲市	平野町野田	965番1	1号
		967番	2号
		971番	3号
		乙108番3	4号
		958番	5号
		乙101番1	6号
		乙94番2	7号
		835番1	8号
		乙84番	9号
		804番1	10号
		805番1	11号
		809番	12号
		838番1	13号
		865番	14号
		885番	15号
		932番1	16号

阿蔵

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱15号までを順次結んだ線及び標柱15号と標柱1号を市道平地慶雲寺線北側官民境界線で結んだ線に囲まれた区域

市町村		字	地 番	標 柱
大洲市	阿蔵	ジャウヂ	甲1377番	1号
			甲1376番1	2号
			甲1374番1	3号
			甲1374番2	4号
			甲1369番	5号
			甲1369番	6号
			甲1369番	7号
			甲1429番	8号
			甲1423番	9号
			甲1423番	10号
			甲1421番	11号
			甲1418番1	12号
			甲1416番1	13号
			甲1387番1	14号
			甲1387番1	15号

大久保

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱5号までを順次結んだ線、標柱5号と標柱6号を一級河川大久保川東側官民境界線で結んだ線、標柱6号と標柱7号を結んだ線、標柱7号と標柱8号を一級河川大久保川東側官民境界線で結んだ線、標柱8号と標柱9号を結んだ線及び標柱9号と標柱1号を一級河川大久保川東側官民境界線で結んだ線に囲まれた区域

市町村		字	地 番	標 柱	
大洲市	新谷	大久保	甲1639番5	1号	
			甲1639番1	2号	
			八ヶ峠	丙277番1	3号
		新谷町	川東町	丙252番	4号
				甲139番	5号
				甲144番1地先	6号
	新谷	大久保	甲156番2	7号	
			甲1655番3	8号	
			甲1649番1	9号	

梅津

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱7号までを順次結んだ線及び標柱7号と標柱1号を国道379号北側官民境界線で結んだ線に囲まれた区域

市 町 村		地 番	標 柱
内子町	大瀬東	2466番	1号
		2604番	2号
		2609番	3号
		2440番	4号
		2431番	5号
		2394番	6号
		2408番	7号

福山

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱17号までを順次結んだ線及び標柱17号と標柱1号を結んだ線に囲まれた区域

市 町 村		地 番	標 柱
内子町	内子	3082番	1号
		3081番	2号
		3080番	3号
		3077番	4号
		3076番	5号
		3072番	6号
		3071番	7号
		3069番 2	8号
		3070番	9号
		3126番	10号
		3121番	11号
		3114番	12号
		3072番	13号
		3105番	14号
		3091番	15号
		3086番	16号
		3085番	17号

川登

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱8号までを順次結んだ線、標柱8号と標柱9号を国道379号西側官境界線で結んだ線、標柱9号から標柱12号までを順次結んだ線及び標柱12号と標柱1号を結んだ線に囲まれた区域

市 町 村		地 番	標 柱
内子町	大瀬東	3634番	1号
		3624番	2号
		3643番	3号
		3618番	4号
		3592番	5号
		3499番	6号
		3516番	7号
		3516番	8号
		3519番	9号
		3551番	10号
		3628番	11号
		3626番	12号

新田

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱13号までを順次結んだ線及び標柱13号と標柱1号を一級河川河辺川北側官境界線で結んだ線に囲まれた区域

市 町 村		地 番	標 柱
肱川町	山鳥坂	607番	1号
		607番	2号
		623番	3号
		622番	4号
		618番	5号
		618番	6号
		630番	7号
		635番	8号
		636番	9号
		636番	10号
		636番	11号
		638番	12号
		642番	13号

田合（追加）

急傾斜地崩壊危険区域の指定（平成14年3月愛媛県告示第644号）田合の項で指定した標柱18号と標柱17号を結んだ線、標柱17号と次に掲げる地番の土地に存する標柱20号から標柱30号までを順次結んだ線及び標柱30号と標柱18号を結んだ線に囲まれた区域

市 町 村		字	地 番	標 柱	
大洲市	新谷	定行 田合	丙76番 1	20号	
			甲2002番 2	21号	
			甲2010番	22号	
			甲2003番 2	23号	
			定行	丙57番 1	24号
			丙57番 1	25号	
		田合	丙52番 1	26号	
			丙52番 2	27号	
			甲2031番 3	28号	
			甲2018番 1	29号	
			甲2018番 2	30号	

上宿間 B（追加）

急傾斜地崩壊危険区域の指定（平成14年12月愛媛県告示第1911号）上宿間 Bの項で指定した標柱2号と標柱1号を結んだ線、標柱1号と急傾斜地崩壊危険区域の指定（平成元年10月愛媛県告示第1453号）宿間の項で指定した標柱7号、標柱6号及び標柱5号を順次結んだ線、同項で指定した標柱5号と次に掲げる地番の土地に存する標柱11号から標柱13号までを順次結んだ線並びに標柱13号と上宿間 Bの項で指定した標柱2号を結んだ線に囲まれた区域

市 町 村	大 字	地 番	標 柱
五十崎町	宿間	乙28番 1	11号
		乙31番10	12号
		乙31番10	13号

○愛媛県告示第2266号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。  
平成16年11月9日

愛媛県知事 加戸守行

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
16松局伊土検（開）第36号 平成16年10月26日	伊予郡松前町大字筒井字石田722番5	松山市天山一丁目10番30号 株式会社 母恵夢 代表取締役 岡田 實
16西局丹土（開）第11号 平成16年10月26日	東予市周布1447番2、1447番3、1447番4、1448番2、1453番1及び1572番2	東予市三津屋113番地1 東予不動産センター 高橋 弘

○愛媛県告示第2267号

次のとおり愛媛県証紙売りさばき人の指定が取り消されたので、愛媛県証紙条例（昭和39年愛媛県条例第8号）第5条第3項の規定により告示する。  
平成16年11月9日

愛媛県知事 加戸守行

指定番号	売 り さ ば き 人		売 り さ ば き 所	取消年月日
	住 所	氏 名 又 は 名 称		
丹第4号	周桑郡丹原町大字池田1701番地1	周桑農業協同組合	東予市周布349番地1 周桑農業協同組合東予市役所出張所	平成16年10月29日

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。  
平成16年11月9日

愛媛県知事 加戸守行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成16年10月29日	特定非営利活動法人 ピースプリベイル	松井 由紀子	愛媛県伊予郡松前町大字筒井436番地6	この法人は、心身に悩み・問題を抱えている子どもやその家族等に対し、福沢諭吉氏の教育の原点に学んだ心の教育やフリースクールの運営に関する事業を行うとともに、関係団体との交流を図り、子どもと青少年の健全育成に寄与することを目的とする。

○公 告

海洋生物資源の保存及び管理に関する愛媛県計画について

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第4条第7項の規定に基づき、海洋生物資源の保存及び管理に関する愛媛県計画（平成15年12月26日付け公告）の一部を次のとおり変更した。  
平成16年11月9日

愛媛県知事 加戸守行

2及び3を次のように改める。

2 知事管理量に関する事項

平成15年及び平成16年の知事管理量は、次表のとおりである。

第1種特定海洋生物資源	知事管理量	
	平成15年1月から12月まで	平成16年1月から12月まで
まあじ	7,000トン	8,000トン
まいわし	若 干	若 干
まさば及びごまさば	若 干	若 干

3 知事管理量の採捕の種類別の数量に関する事項

平成15年及び平成16年の知事管理量の採捕の種類別に定める数量は、次表のとおりとする。

また、資源に対する漁獲圧力が無視できるほど小さいと認められる漁業種類については、数量を明示しないこととした。

第1種特定海洋生物資源	採捕の種類	数量	
		平成15年1月から12月まで	平成16年1月から12月まで
まあじ	中型まき網漁業及び小型まき網漁業	4,900トン	5,600トン

---

雑 報

---

## ○公 告

## 理容師国家試験及び美容師国家試験に関する公示

理容師法（昭和22年法律第234号）第3条第1項及び美容師法（昭和32年法律第163号）第4条第1項の規定に基づき、第11回理容師国家試験及び美容師国家試験を次のとおり実施する。

平成16年11月9日

財団法人理容師美容師試験研修センター  
理事長 金田 一郎

## 1 試験期日

- (1) 理容師実技試験 平成17年1月24日（月）
- (2) 美容師実技試験 平成17年1月31日（月）または、1月31日（月）から2月1日（火）（受験申込人数により受験日が二日間に及ぶことがある。）
- (3) 理容師筆記試験、美容師筆記試験 平成17年3月6日（日）

## 2 試験地

松山市

## 3 試験会場

- (1) 理容師実技試験  
松山市小栗六丁目1番26号  
学校法人愛媛県理容美容専門学校
- (2) 美容師実技試験  
松山市小栗六丁目1番26号  
学校法人愛媛県理容美容専門学校
- (3) 筆記試験  
松山市桑原三丁目2番1号  
松山東雲女子大学 松山東雲短期大学

## 4 試験事項

- (1) 実技試験
  - ア 理容師実技試験
    - ㊦ 理容の基礎的技術
      - a カットティング  
ミディアム分髪スタイルとする。
      - b シェーピング  
ネックシェーピング、フェイスシェーピング及び顔面処置を含む。
      - c 整髪  
分髪線のある基本整髪とする。
    - ㊧ 理容を行う場合の衛生上の取扱
  - イ 美容師実技試験
    - ㊦ 美容の基礎的技術
      - a 第1課題 オールウェーブセッティング  
ノーパート、オールウェーブ7段構成とする。

## b 第2課題 カットティング

グラデーションボブスタイルとする。

(イ) 美容を行う場合の衛生上の取扱

ウ 実技課題の設定条件（試験時間、技術の条件、モデルウイッグの条件、器具・用具の条件）及び受験者の留意事項、持参用具等については、別途配布する「受験の手引」を参照すること。

## (2) 筆記試験

試験課目

ア 関係法規・制度

イ 衛生管理

㊦ 公衆衛生・環境衛生

(イ) 感染症

(ウ) 衛生管理技術

ウ 理容保健又は美容保健

㊦ 人体の構造及び機能

(イ) 皮膚科学

エ 理容の物理・化学又は美容の物理・化学

オ 理容理論又は美容理論

## 5 試験の免除

## (1) 理容師国家試験

第10回筆記試験又は実技試験に合格した者については、理容師法施行規則第13条の規定に基づき、その申請により、第11回筆記試験又は実技試験は、その合格した試験が免除される。

## (2) 美容師国家試験

第10回筆記試験又は実技試験に合格した者については、美容師法施行規則第13条の規定に基づき、その申請により、第11回筆記試験又は実技試験は、その合格した試験が免除される。

## 6 受験資格

## (1) 理容師国家試験

ア 理容師法（昭和22年法律第234号）第3条第3項に定める者

イ 理容師法及び美容師法の一部を改正する法律（平成7年法律第109号）附則第3条に定める者

ウ 理容師法及び美容師法の一部を改正する法律（平成7年法律第109号）附則第5条第1項に定める者

## (2) 美容師国家試験

ア 美容師法（昭和32年法律第163号）第4条第3項に定める者

イ 理容師法及び美容師法の一部を改正する法律（平成7年法律第109号）附則第3条に定める者

ウ 理容師法及び美容師法の一部を改正する法律（平成7年法律第109号）附則第5条第1項に定める者

## 7 受験の手続

試験を受けようとする者は、次に掲げる書類を提出すること。

## (1) すべての受験者が提出する書類等

ア 受験願書

イ 写真（提出の日前6か月以内に撮影した上半身、正面、脱帽の縦5センチメートル、横4センチメートルのものに、裏面に撮影年月日及び氏名を記入すること

- 。)
- ウ 受験手数料払込金受領証(受験願書裏面の所定の箇所へ貼り付けること。)
- エ 受験票(表面に氏名、現住所、受験地を記入したもの。)
- オ 氏名を変更した者は戸籍謄本又は抄本
- (2) 6の(1)のア、ウ又は6の(2)のア、ウに該当する者が提出する書類  
次のいずれかの書類を提出すること。
- ア 厚生労働大臣の指定した理容師養成施設、美容師養成施設の卒業証明書、又は卒業見込証明書  
なお、卒業見込証明書を提出した者については、平成17年3月17日(木)までに卒業証明書を提出すること。期日までに提出がない場合は、受験資格を満たさなかった者として、当該試験は無効とする。
- イ 第10回理容師国家試験結果通知書、美容師国家試験結果通知書
- (3) 6の(1)のイ又は6の(2)のイに該当する者が提出する書類
- ア 厚生労働大臣の指定した理容師養成施設、美容師養成施設の卒業証明書、又は第10回理容師国家試験結果通知書、美容師国家試験結果通知書
- イ 理容所・美容所の開設者の実地習練証明書、又は第10回理容師国家試験結果通知書、美容師国家試験結果通知書
- (4) 試験の免除を受ける者が提出する書類  
第10回理容師国家試験、美容師国家試験の筆記試験合格証明書又は実技試験合格証明書
- 8 受験に関する書類の提出期間及び提出先
- (1) 提出期間  
平成16年12月13日(月)から平成16年12月17日(金)までの午前10時から午後4時まで
- (2) 提出先  
〒790 0065 松山市宮西一丁目5番11号  
愛媛県宮西ビル3階  
財団法人理容師美容師試験研修センター愛媛県支部
- (3) 提出方法  
受験に関する書類は原則として持参するものとする。  
ただし、郵送する場合は「理容師国家試験受験願書」又は「美容師国家試験受験願書」と書いて、書留郵便で送付すること。  
この場合、平成16年12月17日(金)までの消印のあるものに限り受け付ける。
- (4) 受験に関する書類は、受付後は返却しない。
- (5) 受験に関する書類の受付後は、受験希望地の変更は認めない。
- (6) 受験に関する書類の提出後に、氏名又は現住所に変更を生じたときは、受験に関する書類を提出した財団法人理容師美容師試験研修センター愛媛県支部へ直接申し出ること。
- 9 受験手数料  
実技試験を受験する場合の受験手数料13,000円、筆記試

験を受験する場合の受験手数料9,600円は、原則として銀行振込又は郵便振替(財団法人理容師美容師試験研修センター所定の払込用紙を用いる場合に限る。)により納付すること。

この場合において、銀行振込等に要する手数料は受験者の負担とする。

#### 10 受験票の交付

(1) 受験に関する書類を持参した場合は、書類の受付の際に交付する。

(2) 受験に関する書類を郵送した場合は、財団法人理容師美容師試験研修センター愛媛県支部から受験者あてに受験票に記載された住所へ直接送付する。

#### 11 合格者の発表

試験に合格した者の発表は平成17年3月31日(木)午前9時に厚生労働省及び財団法人理容師美容師試験研修センター愛媛県支部にその氏名及び受験番号を掲示して発表する。また合格した者には合格証書を同時に送付するほか、受験した者に試験結果通知書を送付する。

#### 12 受験の手引等の配布

(1) 受験の手引、願書用紙、写真台紙及び払込用紙等を請求しようとする者は、財団法人理容師美容師試験研修センター愛媛県支部まで申し出ること。

配布の期間は平成16年11月8日(月)から平成16年12月10日(金)までの期間の午前9時から午後5時までとする。ただし、この期間の土曜日及び日曜日は除く。

なお、郵送を希望する者は、住所、氏名及び郵便番号を記載した返信用封筒(封筒の大きさは角型2号、縦32ミリメートル、横240ミリメートル)に240円の郵便切手を貼り付けたものと希望する手引きの種類を添えて上記支部まで申し出ること。

配布の期間に限り受け付ける。

#### (2) その他の受験に関する書類の常置場所

松山市宮西一丁目5番11号

愛媛県宮西ビル3階

愛媛県理容生活衛生同業組合

松山市宮西一丁目5番11号

愛媛県宮西ビル3階

愛媛県美容業生活衛生同業組合

新居浜市若水町二丁目3番44号

社団法人東予理容美容専門学校

松山市小栗六丁目1番26号

愛媛県理容美容専門学校

松山市馬木町12番地

愛媛県立松山<sup>まつやま</sup>学校

宇和島市妙典寺前乙576番地

社団法人宇和島美容学校

#### 12 その他詳細についての問い合わせ先

〒790 0065 松山市宮西一丁目5番11号

愛媛県宮西ビル3階

財団法人理容師美容師試験研修センター愛媛県支部

電話 (089)924 0804